



政 委 第 19 号

平成 17 年 11 月 14 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委 員 長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 丹 羽 宇 一 鮎



平成 16 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 17 年 8 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国民生活センター」の平成 16 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」、「内閣府所管「独立行政法人北方領土問題対策協会」の平成 16 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

独立行政法人が設立されて以来、今回で 4 回目の年度評価となります。昨年からは、特殊法人等改革の一環として、平成 15 年 10 月以降に設立された独立行政法人についても評価の対象とされたところです。これらの法人については、定期的な評価等を通じ、従前、特殊法人等として抱えていた問題点等を克服することが要請されており、独立行政法人評価の役割が一層重要な位置を占めています。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、政府全体の評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政

法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」(14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会、以下「2次意見」という。)、特殊法人等から移行した独立行政法人を念頭に置きつつ、その後策定した「評価における関心事項」(16年6月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」

(17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「財務評価等の関心事項」という。)を踏まえ、また、先の各府省独立行政法人評価委員会委員長との懇談会(以下「委員長懇談会」という。)における意見等も考慮し、中期的観点をも踏まえた業務の在り方の検討に資する指摘、効果的・効率的な法人業務運営の観点からの主要な事項に係る指摘等に重点を置いて、二次的、横断的な評価を行い、必要な意見を取りまとめました。本意見について、その具体化が着実に図られることを要望します。

今後、貴委員会におかれでは、独立行政法人評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、当委員会が示した「2次意見」、「評価における関心事項」や「財務評価等の関心事項」の活用、貴委員会の評価結果及びそれに対する当委員会の意見についてのフォローアップを適切に行うとともに、中期目標期間終了時の見直しを視野に入れた評価が行われることを要望します。

また、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に重点を置いたところでありますが、今後はこれらに加えて、年度評価の「所管法人共通」の意見も踏まえた評価が行われるようお願いいたします。

なお、今回、上記の委員長懇談会での意見等も踏まえ、各府省評価委員会において参考となる一次評価の手法等についても積極的に取り上げることとし、評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会及び積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人の例についても御参考まで通知することとしました。各府省独立行政法人評価委員会及び各独立行政法人におかれでは、評価の実施や業務の運営等に当たり、これらも参考の上、幅広い御検討が行われることを要望します。

別紙

平成 16 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見

**【独立行政法人北方領土問題対策協会】**

以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 貸付業務におけるリスク管理債権については、貸付業務が公的資金により運営されていること及び破綻先債権額が増加してきている状況があることを踏まえ、その管理、回収にあたっては、法人が具体的な指標等を設定し、それに基づき着実に実施しているかとの観点から、的確な評価を行うべきである。

**【所管法人共通】**

- ・ 平成 18 年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。
- ・ 「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。

- ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人事費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。

)

)

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【独立行政法人国立公文書館】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。)において、その組織及び業務の全般にわたる見直しにつき、それぞれに係る中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行った上で取りまとめたものであることから、独立行政法人通則法第 34 条第 3 項(平成 11 年法律第 103 号)に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会においては、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。

(参考1) 評価の取組が顕著な独立行政法人評価委員会

評価委員会名	取組の概要
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>毎年度の事業年度評価について、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務の在り方、改善すべき点等を明らかにするようなものとするため、平成17年3月に本委員会の規程（文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針）を改正し、全体評価の記載事項を「①評価を通じて得られた法人の今後の課題」、「②法人の経営に関する意見」、「③特記事項（中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等）」に区分した上で、法人に求めるべき今後の重要な点をポイントを絞って明らかにするような取組を実施している。</p> <p>また、これに併せて、項目別の評価結果や財務状況の経年変化をとらえるため、評価書の様式に、「項目別評価結果総表」及び「損益計算書、貸借対照表、利益処分等の経年比較表」を加え、法人における過年度の改善事項やその改善状況、財務上の課題を網羅的に確認するための工夫をしている。</p>

(参考2) 積極的な取組姿勢が顕著な独立行政法人

法人名	取組の概要
独立行政法人教員研修センター (文部科学省所管)	<p>研修事業について、受講者の目標参加率（毎事業年度85%以上）、受講者等からの目標満足度（アンケート調査における「有意義だった」等のプラス評価が受講者の85%以上等）を設定し、これを下回った場合には、受講者数の見直し、研修内容、研修方法等の見直しを行う旨を中期計画に規定している。</p> <p>本法人においては、これに基づき、研修メニューごとに受講者の参加率や満足度を把握・分析し、参加率が85%を下回った8研修（全体の約3割）について、その原因に応じて、受講者数を都道府県・政令指定都市の規模に応じたものに変更、受講者の利便性を踏まえた開催時期・開催場所の設定、受講対象者や研修内容が一部重複する研修の統合等の措置を講じている。</p> <p>なお、満足度については、目標を下回る研修メニューがなかったため、この観点からの見直しありはない。</p> <p>（文部科学省独立行政法人評価委員会の評価：A（着実な実施状況））</p> <p>見直しや改善が積極的に図られ、各都道府県教育委員会等に対して国のセンターとしての機能を十分に発揮していることは高く評価できる。</p>
独立行政法人勤労者退職金共済機構 (厚生労働省所管)	「中小企業退職金共済事業の累積欠損金については、平成15年度下期に545億円の当期利益を上げ累積欠損金の削減が図られているが、依然として2,673億円が残っており、また、林業退職金共済事業についても17億円の累積欠損金があるが、これらを解消するための具体的目標設定がなされていない。累積欠損金の解消に向けては、明確な目標の下で削減に努めている。

(続き)

法 人 名	取 組 の 概 要
	<p>めることが重要であることから、余裕金の安全かつ効率的な運用に配慮しつつ、両事業に係る具体的な削減目標の設定状況を踏まえた上で評価を行うべきである」との当委員会の意見（平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 29 号）、労働政策審議会の「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」（17 年 3 月 11 日）等を踏まえ、中小企業退職金共済事業及び林業退職金共済事業の累積欠損金の解消に向けて積極的に取り組むこととしており、16 年度には合計 402 億円（中小企業退職金共済事業 401 億円及び林業共済退職金事業 1 億円）解消した。</p> <p>なお、本法人においては、平成 17 年 10 月に、欠損金の具体的な解消年限、中期目標期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定した「累積欠損金解消計画」を策定した。</p> <p>（厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価：A（中期目標を上回っている。））</p> <p>経費節減を図る一方で一定の資金運用等収入を確保し、一般の中小企業退職金共済事業と林業退職金共済事業合わせて約 400 億円の累積欠損を解消しており、総合的にみて計画以上の成果が得られたものと評価する。</p> <p>ただし、この結果は金融市場の状況など外生的な要因も大きく影響していることに留意する必要がある。累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たって、加入促進と並び最重要課題であることから、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、経費節減や加入促進などと併せ、さらなる対策の実施に努める必要がある。</p> <p>また、累積欠損金の解消を確実なものとするため、その具体的な解消年限等を平成 17 年度に設定するための取組に着手したことは、16 年 12 月の総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見に沿うものであり、その早期策定と着実な実施を期待する。</p>
独立行政法人農畜産業振興機構 (農林水産省所管)	<p>「地方出先機関等（8 地方事務所、3 出張所及び 5 海外駐在員事務所）について、国内での輸入指定糖の売買手続等、海外での畜産関係の情報収集等の業務を本部と一体的に実施しているとの現状を踏まえつつ、業務の効率的な運営の観点から、業務ごとの具体的かつ詳細な実績等を把握・分析した上で評価を行うべきである」との当委員会の意見（平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 29 号）も踏まえ、16 年度から、個々の地方出先機関等ごとに業務実績、運営コスト等を作成・算出し、明らかにした。</p> <p>なお、本法人においては、効率的かつ効果的な業務運営等を図るため、上記の指摘を踏まえ、本部と地方事務所の業務・組織を組織合理化の観点から一體的に見直し、平成 17 年 10 月に神戸事務所を廃止した。</p> <p>（農林水産省独立行政法人評価委員会の評価：A（計画どおり順調に実施している。））</p>

(続き)

法 人 名	取 組 の 概 要
	<p>「地方出先機関等」については、国内の輸入指定糖の売買手続等、海外での畜産関係の情報収集等の業務を本部と一体的に実施している。</p> <p>平成 16 年は地方出先機関等ごとの業務内容、運営コスト等について明らかにされたが、17 年度以降については、機能面、効率面から同様の検討を継続するとともに、機構の業務ニーズに対する変化を踏まえ、業務・組織の見直しを行うことを要望する。</p>
独立行政法人家畜改良センター (農林水産省所管)	<p>「財務内容の改善状況等の評価を行うに当たっては、他機関における取組を参考としつつ、種畜等の生産に要する総コストが具体的に把握され、配布価格の妥当性に及ぶ評価が行われるとともに、都道府県や民間企業の類似施設とのコスト比較等の検討が行われることを期待する」との当委員会の意見（平成 15 年 11 月 13 日付け政委第 20 号）も踏まえ、15 年度から、種畜等生産物の生産コストの把握・分析による経費抑制のため、外部専門家の指導を受けて具体的なコスト試算方法を検討してきている。</p> <p>平成 16 年度においては、比較的生産過程が単純な飼料作物種苗（イタリアンライグラス）の試算を行った。</p> <p>（農林水産省独立行政法人評価委員会の評価：A（計画どおり順調に実施している。））</p> <p>種畜等生産物の生産コストの把握・分析について、専門家の指導を受けて具体的なコスト試算方法を検討し、平成 16 年度においては、比較的生産過程が単純な飼料作物種苗の試算を行い、生産コストの要因分析及びコスト低減に向けた具体的対応策の検討に取り組んでいる。平成 17 年度以降においては、種畜の生産コストについても試算に取り組むこととしており、引き続き確実な取組を期待する。</p>
自動車検査独立行政法人 (国土交通省所管)	<p>業務運営の効率化を図る観点から、各検査部及び事務所（以下「事務所等」という。）の検査要員について、中期計画で定めた人員の削減計画を踏まえた上で、再配置を行うこととし、平成 15 年度に、各事務所等ごとに 18 年度までの実施計画を策定している（14 年度末の検査要員 803 人に對して 18 年度 789 人）。</p> <p>この計画は、各事務所等の業務量について、ユーザー車検や並行輸入自動車の事前審査等の処理時間を加味した総合的な業務量指標を算出して、事務所等ごとの検査要員 1 人当たりの業務量が可能な限り平準化されるよう再配置を行うものであり、「平成 15 年度業務実績報告書」に掲載されている。</p> <p>本法人においては、毎年度、上記の計画に基づき、検査要員の削減、再配置を行うこととしており、16 年度には 1 人の削減及び 8か所での再配置を行った。</p> <p>（国土交通省独立行政法人評価委員会の評価：2（着実な実施状況）指標どおりであり、着実な実施状況にあると認められる。）</p>

(続き)

法 人 名	取 組 の 概 要
<p><b>独立行政法人都市再生機構</b> (国土交通省所管)</p>	<p>事業リスクの的確な管理のため、平成16年度から、適期に事業を見直す「デシジョンツリー」(注)について、新規着手事業及び事業実施中の地区を対象として試行的に実施した。このシステムについては、公共事業等を行う他の独立行政法人においても、事業のより効率的な実施に有益な手法と考えられる。</p> <p>(注) 土地取得、事業認可、工事着工等の各段階に応じたリスク管理を行うため、事業見直しを行う時期とその見直しの基準を明確にし、柔軟・段階的な意思決定を可能とするシステム</p> <p>なお、本システムについては、平成17年度から本格的に導入することを決定済みであり、事業実施中のすべての地区(252地区)を対象として「デシジョンツリー」を作成することとしている。</p> <p>(国土交通省独立行政法人評価委員会の評価：2(着実な実施状況)) デシジョンツリーの導入や正味現在価値の算出による投資判断により、3地区を事業中止するなど、事業リスク管理についての具体的な取組がなされており、評価する。</p>
<p><b>独立行政法人国際観光振興機構</b> (国土交通省所管)</p>	<p>すべての職員を対象として、定期的に能力と実績を評価し、適正かつ厳格な人事考課を実施し、これを処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うため、平成16年度に新たな人事制度を導入した。この人事制度は、評価結果によって最大20%の降格・降給となる措置を講ずるとともに、管理職の職務手当を職務の軽重に応じた割合に改定するものである。</p> <p>なお、本法人の職員の給与水準に係るラスパイレス指数については、平成15年度125.9から16年度109.6へと16.3ポイント低下している。</p> <p>(国土交通省独立行政法人評価委員会の評価：3(特に優れた実施状況)) 業務運営の効率化に向け、平成16年度のラスパイレス指数を109.6に下げるなど、大幅な人件費の削減を図っており、全体として特に優れた実施状況にあると認められる。</p>